

今後の化学物質による環境リスク対策の在り方について（第二次答申）

- PRTR対象事業者等について -

平成12年2月

中 央 環 境 審 議 会

は じ め に

化学物質による人の健康や生態系への影響に関する国民の不安が増大していることを背景として、従来の化学物質対策に加え、より総合的な対策の検討が必要になったことから、平成10年7月15日に環境庁長官から当審議会に「今後の化学物質による環境リスク対策の在り方について」の諮問がなされた。当審議会は、環境保健部会において国民意見等を踏まえて審議を重ね、同年11月30日付けで、我が国において早急に導入すべきP R T R (Pollutant Release and Transfer Register) について、その制度の導入に当たっての基本的考え方を中心として検討結果をとりまとめ、中間答申したところである。

その後、政府において、当審議会の答申を踏まえてP R T Rの導入を盛り込んだ法案が作成され、国会審議を経て「特定化学物質の環境への排出量の把握等及び管理の改善の促進に関する法律」が昨年7月に公布された。

同法は、特定の化学物質の環境への排出量に関する措置(P R T R)並びに事業者による化学物質の性状及び取扱いに関する情報(M S D S: Material Safety Data Sheet)の提供に関する措置等を講ずることにより、事業者による化学物質の管理の改善を促進し、環境の保全上の支障を未然に防止することを目的としたものである。

同法では、

P R T R及びM S D Sの対象となる「第一種指定化学物質」並びにM S D Sの対象となる「第二種指定化学物質」

第一種指定化学物質を含有することからそれを取り扱う者がP R T R対象事業者(第一種指定化学物質等取扱事業者)となる製品の要件、並びに第一種指定化学物質又は第二種指定化学物質を含有することからそれを取り扱う者が指定化学物質等取扱事業者としての責務が課せられ、また当該製品等を他の事業者に対し譲渡し又は提供するときにM S D Sの交付を義務づけられる製品の要件

P R T R対象事業者の業種及び要件

について、政令により定めることとされている。

第一種指定化学物質及び第二種指定化学物質については、あらかじめ中央環境審議会、生活環境審議会及び化学品審議会の意見を聴いて定めることとされており、当審議会に対しても、平成11年9月10日付けで、内閣総理大臣より「特定化学物質の環境への排出量の把握等及び管理の改善の促進に関する法律に基づく第一種指定化学物質及び第二種指定化学物質の指定について」の諮問が行われ、環境保健部会における審議を踏まえ、本日答申したところである。

当審議会では、対象物質に関する審議に関連して、製品の要件及びP R T R対象事業者についても審議を行った。

P R T R対象事業者については、中間答申の中で、その範囲について、「対象物質の排出量を可能な限り報告により把握することを基本とし、化学物質を製造している工場だけでなく、化学物質を使用している事業場等も対象にし、できるだけ広くすることが望ましい」としている。また、「化学物質の取扱いの可能性や、事業者による排出情報の把握及び処理の技術的能力及び経済的能力を考慮して、業種及び規模の裾切り要件の設定を行うことが適当である。」としつつ、「裾切り要件の設定は、裾切りの規模が過大になることによって排出量の適正な把握に支障が生じないように行う必要がある。」としたところである。

今般、これらのことを踏まえて審議した結果、以下のような結論を得た。

製品の要件について

1 法律での位置づけ

特定化学物質の環境への排出量の把握等及び管理の改善の促進に関する法律（以下、「法」という。）第2条第5項第1号及び法第2条第6項においては、第一種指定化学物質や第二種指定化学物質を含有する製品としてそれぞれ政令で要件を定める旨、規定されている。

これらのうち、第一種指定化学物質を含有する製品は、第2条第5項第1号において、P R T Rの対象事業者（第一種指定化学物質等取扱事業者）を定義付けるために用いられている。（なお、この製品は、第一種指定化学物質等取扱事業者が排出量及び移動量を算定するための対象の製品にもなる。）

また、第一種指定化学物質又は第二種指定化学物質を含有する製品は、法第2条第6項、第4条及び第14条の規定により、自主管理の対象となる製品及びM S D Sを交付しなければならない製品とされている。

2 ． 政令で定める要件の基本的考え方

本法の目的は、人の健康や生態系に有害性があり、相当広範な地域の環境において継続して存すると認められる化学物質や製造、輸入量等の増加により将来継続して存することとなることを見込まれる化学物質を対象にして、その環境への排出量等の把握に関する措置（P R T R）やその性状及び取扱いに関する情報（M S D S）の提供に関する措置等を講ずることにより、事業者による化学物質の自主的な管理の改善を促進し、環境の保全上の支障を未然に防止することにある。

このように、環境を経由した人や生態系への悪影響を及ぼす可能性のある化学物質を対象にしていることから、対象となる製品の基本的な考え方としては、事業活動に伴い第一種指定化学物質又は第二種指定化学物質（以下「指定化学物質」という。）が環境中（大気、水系、土壌）に排出される可能性のあるものとするのが適当である。

また、第一種指定化学物質を含有する製品と第二種指定化学物質を含有する製品は、いずれも、管理すべき製品であるという点において目的は同じであること、第二種指定化学物質は生産量等が増加した場合には第一種指定化学物質に変更になる可能性があり、これに伴い、第二種指定化学物質を含有する製品は、第一種指定化学物質を含有する製品になることを考慮すれば、両者の要件は同じものとするのが適当である。

3 検討すべき事項

対象となる製品の要件を設定するに当たり、次の事項を検討する必要がある。

(1) 製品の形態

一概に含有する製品といっても様々なものがあり、事業者が取り扱っている過程では、ほとんど環境に指定化学物質を排出しない形態のものもある。このため、どこまでの形態のものを対象にすべきかを検討する必要がある。

(2) 含有率

指定化学物質を含むといっても、どの程度含む製品を対象とするかを明確にする必要がある。

この際、含有率が非常に低いものについては、事業者による当該化学物質の把握が困難になる割には、環境中への指定化学物質の排出量が小さく、結果として法が目的とする効果に比して事業者の負担が過大になるおそれがあること、含有率について国際的な水準より低くした場合には、輸入した製品中に含まれる指定化学物質を把握できない可能性があること等に留意することが重要である。

4 検討すべき事項に対する対応方針

(1) 製品の形態について

密閉包装されている主として一般消費者の生活の用に供される製品

一般消費者の生活の用に供する製品であって、製造されてから消費者に届くまでの間、指定化学物質が排出されないように密閉包装されたまま流通し、販売・提供されるものについては、事業者が取り扱う過程では、指定化学物質を環境中に指定化学物質を排出する可能性は低いものと考えられる。また、このような製品を事業者が取り扱うとしても、通常は、一般消費者と同様の使用形態であり、排出量が少量の割には、その排出量の把握のための負担が大きい。このため、このような製品については、対象から除くことが適当である。

指定化学物質を含む製品が気体状のもの及び液体状のもの

指定化学物質を含む製品が冷媒、溶剤、接着剤、塗料等気体状のもの及び液体状のものについては、取扱いの過程で漏れ、蒸発、排水への混入、土壌への漏れ等により環境中に排出する可能性がある。このため、このような製品は、基本的には対象にすることが適当である。

ただし、冷蔵庫中の冷媒やコンデンサー中の絶縁体等容器等に密閉されたままの状態で使用される形態の製品については、通常、事業者がこれらの製品を取扱う過程で、環境中に指定化学物質を排出する可能性は低いものと考えられる。このため、このような製品は、対象から除くことが適当である。

指定化学物質を含む製品が固体状のもの

a) 固有の形状を有しない製品

粉末等固有の形状を有しない固体状の製品は、溶解等の取扱いの過程で指定化学物質を環境中に排出する可能性がある。このため、このような形状の製品は対象にすることが適当である。

ただし、粉末等固有の形状を有しない固体状の製品であって密閉されたままの状態で使用される形態の製品については、通常、事業者がこれらの製品を取扱う過程で、環境中に指定化学物質を排出する可能性は低いものと考えられる。このため、このような製品は、対象から除くことが適当である。

b) 固有の形状を有する製品

ア) 取扱いの過程で溶融、蒸発又は溶解する製品

固有の形状を有する製品のうちインゴット等取扱いの過程で溶融、蒸発、又は溶解する製品は、その過程で、大気や排水中等に指定化学物質を排出する可能性がある。このため、このような形状の製品は対象にすることが適当である。

イ) 取扱いの過程で製品や指定化学物質を溶融、蒸発又は溶解しない製品

固有の使用形状を有するもののうち、組立部品、管、板、フィルム等取扱いの過程で溶融、蒸発又は溶解しない製品は、通常、使用過程で形状が変化しないように設計されている。このため、容易に指定化学物質が環境中に排出されるとは考えにくい。

なお、これらの製品の中には切断等の加工が行われることが想定される製品（管、板、フィルム等）があるが、ほとんどが、廃棄物に含まれての移動量しか想定されない。本法においては、移動量は補完的なものであるため、このような製品を対象にする必要はないものと考えられる。

また、圧延加工や鍛造加工が行われる金属原料については、金属を引き延ばしたり、変形させたりするが、この工程では金属等の指定化学物質を環境中に排出する可能性は極めて少ないものと考えられる。

このため、これらの製品については、対象から除くことが適当である。

ただし、石綿を含有する製品であって取扱いの過程で精製や切断等の加工が行われるものは、精製や切断等の加工に伴い石綿が環境中に排出される可能性があるため、対象に含めることが適当である。

譲渡、提供され再生される製品（再生資源）

事業者から再生・再利用のために譲渡、提供されるもの（再生資源）は、一般に製品に該当することが多いが、種々雑多なものの集合体であり、含有する化学物質の割合も一定しないことから、通常、どのような化学物質がどれだけ含まれているか把握することが困難である。このようなものは、MSDSの交付等の対象から除くことが適当である。

なお、これを扱って再生品を製造する事業者は、その他の要件を満たせばPR

T Rの届出義務やM S D Sの交付義務が課せられることとなる。

その他

a) 廃棄物の取扱いについて

廃棄物については、種々雑多なものの集合体であり、その割合も一定しないことから、通常、どのような化学物質が含まれているか把握することが困難である。

また、そもそも製品ではないことから、法律上の「製品」としては扱わないことが適当である。

b) 天然物の取扱いについて

天然物（鉱石等自然に存在したものを採取してなんらの加工も行われていないもの（自然から採取されたそのままの鉱物等））については、種々雑多なものの集合体であり、その割合も一定しないことが多く、通常、どのような化学物質が含まれているか把握することが困難である。また、工業プロセスを経たものではなく、製造物責任法においても製造物にはなっていない。このため、法律上の「製品」としては扱わないことが適当である。

なお、一般的に鉱石や原油は、選鉱、脱水、脱泡等の工業プロセスを経た後のものが出荷される。このようなものは、対象とすることが適当である。

(2) 含有率について

現在、混合物の国際的な分類調和の基準が検討されているところであり、基準が決まっていない状況ではあるものの、すでにP R T RやM S D Sを実施している諸外国における製品の基準は、次のとおりである。

- ・米国のP R T R及びM S D Sの対象となる混合物は、対象となる化学物質が発がん性の疑いのある物質である場合には0.1%以上含有するもの、その他の物質については、1%以上含有するものとなっている。
- ・欧州のM S D Sの対象となる混合物については、対象となる化学物質が発がん性の疑いの強い物質を含む猛毒、毒性のある物質である場合でも0.1%未満の含有率の場合には考慮しないこととしており、その他の有害性のある物質である場合でも1%未満の含有率の場合には考慮しないこととしている。

また、日本での他法令における製品の定義の例としては、労働安全衛生法特定化学物質等障害予防規則において健康障害を引き起こすおそれの大きい物質を含む製品等を指定しているが、その場合、通常は対象物質を1%以上含むものとなっている。

なお、第一種指定化学物質を選定するに当たって、発がん性クラス1の物質については、特に重篤な障害をもたらす物質であることが明らかであるとして位置づけられている。このため、他の指定物質に比べ、より厳重に管理する必要があると考えられる。

上記のことを踏まえれば、基本的には指定化学物質を 1 質量%以上含む製品を対象とし、発がん性クラス 1 の指定化学物質については、0.1 質量%以上含む製品を対象とすることが適当である。

この場合、金属等の元素又はシアン（以下「元素等」という。）の化合物については、一般に濃度や排出量等の測定、大気質の基準、水質基準、作業環境許容濃度の基準は、元素等の換算値で行われていること、元素等の換算で排出量等の届出を求めることになると考えられること等から、含有率の考え方としては、化合物全体の合計値ではなく、元素等の換算値で判断することが適当である。

5 結論

以上のことから「製品であって政令で定める要件に該当するもの」とは、以下のとおりとすることが適当である。

気体又は液体状の混合物

固体状の混合物のうち粉末等の固有の形状を有しないもの

固有の形状を有する混合物のうち取扱いの過程で指定化学物質を溶融、蒸発又は溶解する可能性のあるもの

石綿を含有する製品であって取扱いの過程で精製や切断等の加工が行われるもの

のいずれかに該当するものであって指定化学物質を 1 質量%以上（ただし、発がん性の物質であることが知られている化学物質（発がん性クラス 1 の指定化学物質）については 0.1 質量%以上）含有するものとするのが適当である。ただし、上記 ～ に該当する製品のうち以下の製品は除くことが適当である。

- ・主として一般消費者の生活の用に供される製品のうち指定化学物質が排出されないよう容器等に密閉包装された状態で流通し、販売・提供されるもの
- ・密閉されたままの状態で使用される形態の製品
- ・譲渡、提供され再生される製品（再生資源）

P R T R 対象事業者について

1 第一種指定化学物質等取扱事業者（P R T R 対象事業者）の定義

本法において、第一種指定化学物質の環境への排出量及び廃棄物に含まれての移動量についての届出を義務づけられる第一種指定化学物質等取扱事業者（P R T R 対象事業者）は、第2条第5項において、以下のように定義されている。

次の各号のいずれかに該当する事業者のうち、政令で定める業種に属する事業を営むものであって当該事業者による第一種指定化学物質の取扱量等を勘案して政令で定める要件に該当するものをいう。

- 一 第一種指定化学物質の製造の事業を営む者、業として第一種指定化学物質又は第一種指定化学物質を含有する製品であって政令で定める要件に該当するもの（以下「第一種指定化学物質等」という。）を使用する者その他業として第一種指定化学物質等を取り扱う者
- 二 前号に掲げる者以外の者であって、事業活動に伴って付随的に第一種指定化学物質を生成させ、又は排出することが見込まれる者

2 第一種指定化学物質等取扱事業者の特定の基本的考え方

（１）本法においては、人の健康や生態系に有害性があり、相当広範な地域の環境において継続して存すると認められる化学物質を対象にしてその環境への排出量等の把握に関する措置（P R T R）等を講ずることにより、事業者による化学物質の自主的な管理の改善を促進し、環境の保全上の支障を未然に防止することを目的としている。

（２）法第2条第5項各号では、上記のように第一種指定化学物質又はこれらを含有する製品を製造、使用その他業として取り扱う等、事業活動に伴って第一種指定化学物質を環境中に排出すると見込まれる事業者のうち、特定の業種に属し、一定の要件に該当する事業者を、排出量等の届出が必要な事業者として規定している。

〔ここで、「製造」とは、事業所において化学反応、精製等により第一種指定化学物質を作り出すこと（例：重合、酸化・還元、精製、分離等）であり、「使用」とは、第一種指定化学物質又は第一種指定化学物質を含有する製品を事業所の工程において使用すること（例：混合、洗浄、塗装等）であり、「その他の取扱い」とは上記の製造及び使用に該当しないもの（例：貯蔵の際の搬入・搬出等）である。また、非意図的生成化学物質（例：ダイオキシン類）は製造、使用、その他業として取扱われるものではないが、法第2条第5項第2号にあるように、事業活動に伴って付随的に生成させ、又は排出されるものである。〕

- (3) しかしながら、法第 2 条第 5 項各号に列記された者に該当する事業者にとって、各号の規定のみからは自らがこれに該当する事業者であることを認識できない場合や、取扱量（製造量、使用量等）が少量すぎて排出量が算出できない、又はきわめて少量の推計値となり、結果として法が目的とする効果に比して届出義務が相対的に過重になるおそれがある場合等の様々な事情があると考えられる。
- (4) このため、第一種指定化学物質の取扱いや環境への排出の可能性、届出に係る事業者の負担も勘案して、届出義務が過重にならないよう適切な範囲のものとなるよう届出義務者の範囲を明確に示すことが必要である。
- (5) このような考えから、本法における届出義務者については、法第 2 条第 5 項各号に該当する事業者のうち、第一種指定化学物質の排出の見込み及び届出に伴う事業者の負担を勘案して、業種を政令で特定し、その上で、第一種指定化学物質の取扱量等を勘案して政令で要件を定めて裾切りを行い、第一種指定化学物質の排出の可能性が低い事業者や、法が目的とする効果に比して届出義務が過重になるおそれがある事業者を除くことにより、その範囲の明確化等を図ることが適当である。
- (6) なお、すでに前章において、第一種指定化学物質を含有する製品については、その形態及び第一種指定化学物質の含有率を特定し、環境中に第一種指定化学物質を排出する可能性が高い製品の要件を示している。

3 対象業種

3 - 1 業種指定の基本的考え方

- (1) 本法において対象業種を特定するのは、その業種に属する事業者が第一種指定化学物質を環境中に排出すると見込まれる業種のうち、届出に伴う効果と事業者の負担とを勘案した上で業種を指定することにより、事業者が、自らの業種が対象であり、排出量等の把握が必要と認識し、確実に届出を行うことができるようにするためである。

なお、業種の指定には、我が国において業種分類として広く用いられている日本標準産業分類の業種区分を基本的に用いることとする。この場合、化学物質の取扱いに係る業の特性に応じて、大分類、中分類、小分類、細分類を用いて指定することが適当である。

- (2) なお、業種ごとに第一種指定化学物質等の取扱等の様態を勘案し、定点における排出量の把握自体が困難である場合、業の特性として個々の事業者による取扱量が少ない場合等、届出義務を課すことによって、事業者の負担が排出量等の把握により得られる効果に比して相対的に過大となる場合においては、そのような業種について、個々の事業者に届出義務を課さずに国が推計により排出量を把握することが適当である。

3 - 2 具体的な業種指定

業種の事業特性、これまでのP R T Rパイロット事業や化学物質の使用実態調査により得られた取扱や排出の実態等を踏まえると、届出義務の対象とすべき業種は表のとおりとすることが適当である。

なお、今後、対象化学物質の見直し、化学物質の使用状況の変化、化学物質の使用実態調査による新たな知見等があれば、必要に応じ業種指定を見直すことが適当である。

表 対象業種

- 鉱業のうち、以下の業種
 - ・ 金属鉱業
 - ・ 原油・天然ガス鉱業
- 製造業（全業種）
 - ・ 食料品製造業
 - ・ 飲料・たばこ・飼料製造業
 - ・ 繊維工業
 - ・ 衣服・その他の繊維製品製造業
 - ・ 木材・木製品製造業
 - ・ 家具・装備品製造業
 - ・ パルプ・紙・紙加工品製造業
 - ・ 出版・印刷・同関連産業
 - ・ 化学工業
 - ・ 石油製品・石炭製品製造業
 - ・ プラスチック製品製造業
 - ・ ゴム製品製造業
 - ・ なめし革・同製品・毛皮製造業
 - ・ 窯業・土石製品製造業
 - ・ 鉄鋼業
 - ・ 非鉄金属製造業
 - ・ 金属製品製造業
 - ・ 一般機械器具製造業
 - ・ 電気機械器具製造業
 - ・ 輸送用機械器具製造業
 - ・ 精密機械器具製造業
 - ・ 武器製造業
 - ・ その他の製造業
- 電気・ガス・熱供給・水道業のうち、以下の業種
 - ・ 電気業
 - ・ ガス業
 - ・ 熱供給業
 - ・ 下水道業
- 運輸・通信業のうち、以下の業種
 - ・ 鉄道業
 - ・ 倉庫業（農作物を保管する場合又は貯蔵タンクにより気体又は液体を貯蔵する場合に限る）
- 卸売・小売業、飲食店のうち、以下の業種
 - ・ 各種商品卸売業（石油卸売を行う者に限る。）
 - ・ 石油卸売業
 - ・ 鉄スクラップ卸売業(*)
 - ・ 自動車卸売業(*)

(*) 自動車用エアコンディショナーに封入された物質を取り扱う者に限る。

 - ・ 燃料小売業
- サービス業のうち、以下の業種
 - ・ 洗濯業
 - ・ 写真業
 - ・ 自動車分解整備事業（道路運送車両法第77条に規定するものをいう。）
 - ・ 機械修理業
 - ・ 商品検査業
 - ・ 計量証明業(一般計量証明業を除く)
 - ・ 廃棄物処理業のうち、以下の業種
 - ・ ごみ処分業
 - ・ 産業廃棄物処分業
 - ・ 特別管理産業廃棄物処分業
 - ・ 高等教育機関（付属施設を含み、人文科学のみに係るものを除く）
 - ・ 自然科学研究所
- 公務（その行う業務によりそれぞれの業種に分類して扱い、分類された業種が上記の対象業種であれば同様に届出対象。また、自衛隊も届出対象。）

（注）「協同組合」については、その行う業務によりそれぞれの業種に分類して扱う。

4 対象事業者の要件

4 - 1 事業者要件の考え方

- (1) 第一種指定化学物質を環境に排出する見込みがある業種に属する事業者については、本法に基づく排出量の把握及び届出義務を課すこととするのが原則である。
- (2) しかしながら、小規模の事業者については、P R T Rの継続的な実施に必要な事務体制の整備が困難であること、事業者における化学物質の取扱量が一般的に少ないこと等の事情から、本法に基づく排出量等の把握及び届出義務を課すことが事業者に人的・経済的に過重な負担となったり、円滑な義務履行が困難なおそれがある。
- (3) また、対象化学物質の取扱量が少量である場合には、排出量も少量であり、本法に基づく排出量等の把握及び届出義務を課すことが、その効果と比較して過重な負担となるおそれがある。
- (4) このため、本法第2条第5項の規定に基づき、届出義務を課す事業者の裾切り要件を、従業員規模及び事業所ごとの第一種指定化学物質の取扱量を指標として設定することが適当である。
- (5) なお、要件に満たない事業所からの排出量については、「届け出られた排出量以外の排出量」として、法第9条に基づき、環境庁及び通産省において関係行政機関の協力を得て推計することが適当である。

4 - 2 具体的な要件の設定

4-2-1 従業員数

- (1) 中小企業基本法においては、国が中小企業の振興を図るための施策を講ずるに当たり、これらの施策が円滑に実施されるように経営の改善発達に努めるとともに、その従業者が他の企業の従業者と均衡する生活を営むことを期することができるよう金融、税制その他の事項につき必要な考慮を払う「小規模企業者」を、「おおむね常時使用する従業員の数が20人（商業又はサービス業に属する事業を主たる事業として営む者については、5人）以下の事業者をいう。」（第23条）と定義している。また、容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律では、この規定を引用して、再商品化義務を免除する小規模企業者の範囲を定めている。
- (2) P R T Rの効果的な実施を確保する観点から、ある程度の規模以上の事業者を届出義務対象者とすれば、届出義務の履行により大部分の排出量等を把握することが期待できる。一部地方公共団体が実施した化学物質使用実態調査結果を見ると、常

用雇用者数 21 人以上の事業所における化学物質の取扱量が大半を占めていた。そのため、届出義務を課す「事業者」としての規模要件を考えた場合、常用雇用者数 21 人以上の事業所に届出義務を課せば、化学物質の取扱量の大半を押さえることができ、排出量等の把握に支障は生じないと考えられる。

- (3) 以上より、事業者の規模要件としては、「常用雇用者数 21 人以上」とすることが適当である。
- (4) なお、将来、制度が定着して、この規模要件では、届出による排出量が十分把握できていないことが判明した場合は、事業者の対応能力も調査した上で規模要件を引き下げること検討することが適当である。

4-2-2 取扱い量等

- (1) 事業者の年間取扱い量を指標とした裾切りについては、定点からの排出源となりうるのは「事業所」であることから、事業所単位で設定することが適当である。
- (2) また、P R T R の効果的な実施を確保する観点からは、取扱い量による裾切りを行っても、届出義務の履行により大部分の排出量等が把握されるようにすることが必要である。
- (3) 年間取扱い量による裾切りはカナダ及び米国で用いられており、カナダでは全ての化学物質について一律に一事業所当たり年間取扱い量（製造量、使用量等）10 t 以上、米国では製造量については年間 25,000 ポンド（約 11 t）以上、使用量については 10,000 ポンド（約 5 t）以上の場合に排出量等を報告することとされている。これに対し、環境庁のパイロット事業の結果によると、我が国では一事業所当たり年間取扱い量 1 t 以上の裾切りであれば、取扱い量や排出量の大半を把握できるという結果が得られている。
- (4) 以上により、取扱い量に係る要件としては、原則として、いずれかの第一種指定化学物質の年間取扱い量が 1 t 以上である事業所を有する事業者は、当該事業所からの排出量等を届け出ることとすることが適当である。この場合、元素等の化合物については、製品中の含有率の判断と同じように、化合物全体の合計値ではなく、元素等の換算値で判断することが適当である。
- (5) なお、当初 2 年間は、原則として、いずれかの第一種指定化学物質の年間取扱い量が 5 t 以上である事業所を有する事業者が、当該事業所からの排出量等を届け出ることとすることにより、段階的に進めるものとし、制度の円滑な実施を図ることが適当である。

(6) ただし、以下のような場合には、特別の要件を設定することが適当である。(なお、以下のような要件を適用する事業者についても、4-2-1の従業員数による規模要件を適用することが適当である。)

- 米国等の国々においては、有害性の高低で取扱量の裾切りに差を設けていない。しかしながら、人に対して発がん性がある物質(対象物質選定において発がん性のクラスが1の物質) については、特に重篤な障害をもたらす物質であることが明らかであると位置づけられていることに鑑み、上記の年間取扱量1 t の裾切りを引き下げ、年間取扱量0.5 t 以上の場合に届出義務を課することが適当である。
- 下水道業又は廃棄物処理業を営む者は、下水や廃棄物の処理のために第一種指定化学物質を使用する場合を除き、第2条第5項第2号(事業活動に伴って付随的に第一種指定化学物質を生成させ、又は排出することが見込まれる者) に該当すると考えられる。これらの者については、第一種指定化学物質を主体的に取扱わず、また下水や廃棄物に含まれる化学物質の種類及び組成は把握が困難であるという特殊性があることから、取扱量による要件の設定が困難である。このため、下水道終末処理施設又は廃棄物の処理及び清掃に関する法律に基づく許可又は届出の対象となる施設を設置する事業者を対象とすることが適当である。(なお、下水や廃棄物の処理のために第一種指定化学物質を使用する場合は、同条同項第1号に該当する事業者となる。)
- その他、天然物を原料とする事業者は、その処理等の際、目的物質以外の第一種指定化学物質が付随的に排出することが見込まれる場合もある。この場合は、第2条第5項第2号(事業活動に伴って付随的に第一種指定化学物質を生成させ、又は排出することが見込まれる者) に該当すると考えられる。これらの者については、天然物に含有される化学物質の種類及び組成は把握が困難であるという特殊性があることから、これらの含有物質の取扱量による要件の設定が困難である。この場合、含有化学物質の環境への排出に関し、関係法令に基づき届出、認可等の対象となる施設を設置する事業者を対象とすることが適当である。
- また、ダイオキシン類が非意図的生成化学物質として排出される場合は、「取扱い」の概念になじまず、またその有害性が高いことから、法令に基づきダイオキシン類の排出濃度の実測義務が課せられている事業者を対象として、本法における届出義務を課することが適当である。

5 その他留意事項

- (1) 上記、P R T Rの届出対象事業者に該当しない事業者においても、法第2条第6項に規定される「指定化学物質等取扱事業者」に該当する場合、法第4条に規定される第一種指定化学物質及び第二種指定化学物質が人の健康を損なうおそれがあるものであること等法第2条第2項各号のいずれかに該当するものであることを認識し、かつ、化学物質管理指針に留意して、指定化学物質等の製造、使用その他の取扱い等に係る管理を行うとともに、その管理の状況に関する国民の理解を深めるよう努める責務を有する事業者には該当する。

また、法第14条に規定する指定化学物質等を他の事業者に対し譲渡し、又は提供する場合は、M S D Sの提供の義務を有する。

- (2) 一事業者が2つ以上の事業を行っている場合は、そのうちいずれか一つでも対象業種として指定されていれば、届出義務を課することが適当である。

6 結論

上記の考え方により、法第2条第5項に規定している「政令で定める業種に属する事業を営むものであって当該事業者による第一種指定化学物質の取扱量等を勘案して政令で定める要件に該当するもの」とは、以下の(1)から(3)のすべての要件に該当する事業者とすることが適当である。

- (1) 対象業種：表

- (2) 従業員数：常用雇用者数21人以上の事業者

- (3) 取 扱 量：いずれかの第一種指定化学物質の年間取扱量が1 t以上である事業所を有する事業者

(当初2年間は、いずれかの第一種指定化学物質の年間取扱量が5 t以上である事業所を有する事業者)

ただし、特別の要件として、

人に対して発がん性がある物質（対象物質選定において発がん性のクラスが1の物質）の年間取扱量0.5 t以上の事業所を有する事業者
下水道業又は廃棄物処理業を営む者にあつては、下水道終末処理施設又は廃棄物の処理及び清掃に関する法律に基づく許可又は届出の対象となる施設を設置する事業者
天然物を原料とする場合は、含有化学物質の環境への排出に関し、関係法令に基づく届出、認可等の対象となる施設を設置する事業者
法令に基づきダイオキシン類の排出濃度の実測義務が課せられている事業者

も対象となる。

中央環境審議会環境保健部会委員名簿

部 会 長	井形 昭弘	(財)愛知県健康づくり振興事業団理事長
部会長代理	安原 正	さくら総合研究所特別顧問
委 員	浅野 直人	福岡大学法学部教授
"	江頭 基子	全国小中学校環境教育研究会名誉会長
"	奥田 碩	(社)日本自動車工業会副会長
"	角田 禮子	主婦連合会参与
"	北野 大	淑徳大学国際コミュニケーション学部教授
"	小早川光郎	東京大学大学院法学政治学研究科教授
"	近藤 雅臣	大阪大学名誉教授
"	櫻井 治彦	労働省産業医学総合研究所所長
"	佐和 隆光	京都大学経済研究所教授
"	清水 誠	日本大学生物資源科学部教授
"	鈴木 継美	東京大学名誉教授
"	竹宇治聰子	日本マスターズ水泳協会理事
"	竹内 輝博	(社)日本医師会常任理事
"	野中 邦子	全国人権擁護委員連合会理事
"	宮本 一	関西電力(株)取締役副社長
"	森島 昭夫	上智大学法学部教授
特 別 委 員	宇野 則義	(財)日本自動車輸送技術協会会長
"	大澤 進	社会福祉・医療事業団理事
"	香川 順	東京女子医科大学教授
"	木原 誠	(社)日本鉄鋼連盟環境政策委員会委員長
"	西山 紀彦	(社)日本化学工業協会総合対策委員会技術環境部会長
"	林 裕造	北里大学薬学部客員教授
"	眞柄 泰基	北海道大学大学院工学研究科文部教官教授
"	横山 長之	(財)日本気象協会首都圏本部参与

(五十音順、敬称略)

審 議 経 過

平成 10 年 7 月 15 日 (平成 10 年 11 月 30 日)	諮問「今後の化学物質による環境リスク対策の在り方について」 我が国における P R T R 制度の導入についての中間答申)
平成 11 年 9 月 10 日	諮問「特定化学物質の環境への排出量の把握等及び管理の改善の促進に関する法律に基づく第一種指定化学物質及び第二種指定化学物質の指定について」
平成 11 年 10 月 8 日	第 1 回 PRTR 法対象物質専門委員会 (生活環境審議会環境部会 PRTR 法対象化学物質専門委員会及び化学 品審議会安全対策部会化学物質管理促進法対象物質検討分科会との合 同会合)
平成 11 年 11 月 4 日	第 2 回 PRTR 法対象物質専門委員会 (生活環境審議会環境部会 PRTR 法対象化学物質専門委員会及び化学 品審議会安全対策部会化学物質管理促進法対象物質検討分科会との合 同会合)
平成 11 年 11 月 16 日	第 20 回環境保健部会 (化学品審議会安全対策部会との合同会合)
平成 11 年 11 月 19 日 ～ 12 月 18 日	パブリック・コメント手続(国民からの意見の募集)
平成 12 年 2 月 1 日	第 3 回 PRTR 法対象物質専門委員会 (生活環境審議会環境部会 PRTR 法対象化学物質専門委員会及び化学 品審議会安全対策部会化学物質管理促進法対象物質検討分科会との合 同会合) ・専門委員会報告を取りまとめ
平成 12 年 2 月 9 日	第 21 回環境保健部会 (化学品審議会安全対策部会との合同会合) ・答申「特定化学物質の環境への排出量の把握等及び管理の改善の促 進に関する法律に基づく第一種指定化学物質及び第二種指定化学 物質の指定について」 ・答申「今後の化学物質による環境リスク対策の在り方について(第 二次答申)」